

壱岐市農業委員会定例会（令和２年６月）

議 事 録

1. 開催日時 令和２年６月２６日（金） 午後４時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・・・・農業委員会会長 外 農業委員 １８名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 係長 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・・・・委員 ・・・・委員
 - 第２．議案第２８号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第２９号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に
対する意見について
議案第３０号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について
（第２回）
議案第３１号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

7. その他

事務局 皆さん改めまして、こんにちは。先日からの農地利用状況調査にかかる研修会にご出席を頂きましてありがとうございました。

今日は会議終了後懇親会を予定いたしておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、ご案内の時間になりましたので、只今より令和２年６月の農業委員会の総会を開会致します。

本日の出席委員は１９名中１９名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより、議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・委員、・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第２の議案第２８号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第２８号「農地法第５条の規定による許可申請について」 農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

４番 土地の所在

石田町本村触 字水畑 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 １５５㎡

転用目的 倉庫用地

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 事業専用の倉庫を所有しておらず、営業上不便が生じている為、申請地を買い受け、事業用倉庫を建築したい。というものです。権利の設定内容は売買です。

農用地区域除外は県の同意を得て令和２年４月２７日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第２種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は２頁から４頁です。

農用地区域除外の折（２月１９日）に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんこんにちは。担当の松尾です。今日、午前中本人さんにこの件で報告をいたしまして、今、母屋のリホームをしてありその後、許可が下り次第かかるという事でしたので、皆さんよろしく申し上げます。という事でした。

以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第２８号４番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第２９号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致しますが、３番は・・・委員の関係の案件でありますので、会議規則第１５条に従いまして、退席をお願い致します。

-----（委員退席）-----

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、５頁をお願いします。

議案第２９号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第１３条同法施行令第１０条の

規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3番 土地の所在、

芦辺町諸吉二亦触 字小水 ・ ・ ・ ・ ・ の一部 地目 田
面積 5 3 1 m²のうち1 8 7 m²

同じく ・ ・ ・ ・ ・ の一部 地目 田
面積 1, 7 5 9 m²のうち2 2 8 m²

計 田が2筆で2, 2 9 0 m²のうち4 1 5 m²

変更の内容、農業用施設用地

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。6月22日に山川委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・ ・ 委員。

・ ・ 委員 皆さんこんにちは。本来ならば・ ・ 委員さんが担当地区でありますけど、議事参与の制限によりまして、・ ・ 委員さんが退席をされておりますので、代わりまして補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、事務局の説明の通り6月22日に事務局職員さんと・ ・ さん本人立ち会いの下、現地でお話を伺いました。

申請人の・ ・ さんは、壱岐で新規就農者として研修を受けられて、家の周りのハウス21アールにアスパラガスを栽培されてあります。

そのハウスの横に農業用倉庫を建てたいという事であります。何ら問題は無かろうかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第29号3番は意見を付して回答致します。

----- (委員入席) -----

続きまして、議案第30号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について(第2回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。

議案第30号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度2回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は77件、借手が52人、貸手が72人です。田が124筆で140, 666 m²、畑が41筆で53, 574 m²、合計が165筆

で194, 240㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、10頁～15頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第30号も決定致します。

続きまして、追加議案 議案第31号「土地改良事業参加資格交替申し出の承認について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案の説明の前に経緯につきまして、説明いたします。

現在、「農事組合法人・・・」が土地改良区を設立せずに農地中間管理機構関連農地整備事業の実施を行っているところでありますが、事業着手後において、換地清算事務や事業で造成した取水堰やパイプラインの施設などの施設用地が無償譲渡できるのは土地改良区に限られることが判明した為に、事業完了後の換地清算事務、事業により造成した施設や施設用地の譲与を円滑に行うと共に、適正な維持管理を行うためには、土地改良区の設立が必要になったという事であります。

それでは、本日お配りしました追加議案の3頁をご覧ください。

木田土地改良区の設立にあたっては、【根拠法令】土地改良法第5条第1項に土地改良法第3条に規定する資格を有する15人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。となっております。

その下の行の土地改良法第3条第1項では、農用地であって所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者になります。

第2項では農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、かつ、その申し出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者となります。という事です。

土地改良区を設立する為には、土地改良法第3条の資格を有する者、すなわち15人以上での申請が必要とされておりますが、賃貸借権等が設定されている場合、耕作者が土地改良法第3条の資格を有する者となります。

この地区のほとんどの農地は、平成30年に農地中間管理機構を通じて既に「農事組合法人・・・」に賃貸借権が設定されており同法人が耕作者であることから、左の図のように3条資格者は法人の1人という事で土地改良区の設立要件を満たしておりません。

そこで3条資格者15人以上を満たすためには、計画区域内にある農地の所有者は農業委員会に対して「事業参加資格交代の申出」を行い、承認を受けた場合、右の新資格者の図をみて頂きますと3条資格者は15人以上となります。土地改良区の設立要件を満たすことになります。

令和2年6月22日に現資格者の「農事組合法人・・・」から新資格者へ土地改良事業参加資格交代申請書が壱岐市農業委員会会長宛に提出されましたので、ご審議頂くものであります。

それでは、1頁をお願いします。

議案第31号 土地改良事業参加資格交代申出の承認について

県営木田地区農地中間管理機構関連農地整備事業（区画整理）に係る別紙の土地について、その参加資格の交代については、土地改良法第3条第2項の規定により承認する。

交代申出の理由 土地改良区を設立するため。

申出の対象農地 田が18筆で28,090㎡

対象事業に係る3条資格者の人数 変更前が1名 変更後 19名

2頁に土地改良事業資格者交代申請一覧のとおり現有資格者、新資格者、申出の対象農地、内容を記載しております。

先程から申し上げますように、土地改良区の設立のために、ご承認についてご審議を頂くものです。

この議案が承認されますと6月29日付けで公告を致したいと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第31号は承認する旨、回答致します。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。